

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 当社は、高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。
 - (1) 当社は、すべての株主の実質的な平等性を確保し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の維持構築を図ってまいります。
 - (2) 当社は、エネルギー・通信・CATVといった生活インフラサービスを個人のお客様に提供する事業を主としており、これらの事業が多くのステークホルダーに支えられていることを認識しております。また、事業政策の立案や実施・運営においては、コンプライアンスの見地とともに、地域社会への貢献を重視した活動を行ってまいります。
 - (3) 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
 - (4) 当社は、持株会社として、取締役会によるグループ各社の業務執行の監督機能の実効性確保に努め、中長期的な企業戦略を策定し、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。
 - (5) 当社は、株主・投資家との建設的な目的を持った対話を積極的に行うとともに、定量的な財務情報や非財務情報を適時かつ適切に説明・開示することにより、企業としての説明責任を果たし、株主・投資家を含めたステークホルダーからのご期待に応えるよう努めてまいります。
2. 当社グループは、グループ共通の理念となる「TOKAI-WAY」を策定しております。「企業理念」「ミッション」「ビジョン」「バリュー」の4層から形成され、グループ社員全員が共有し、実践に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

4-1 3. (最高経営責任者の後継者計画)

最高経営責任者の後継者計画については、独立社外取締役の助言等も勘案したうえで、代表取締役が検討し、取締役会がその監督を行います。なお、後継者の選定の方針としては、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしております。

4-10 1. (任意の委員会設置)

当社は役員の指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たっては、取締役会による承認の前に、独立社外取締役の助言等をいただいております。取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っています。

現行の仕組みで適切に機能していますが、今後、取締役会機能の独立性・客観性の向上と説明責任をより一層強化するため、任意の諮問委員会などの設置について継続的に検討してまいります。

4-11 (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の取締役は現在10名、うち2名が独立社外取締役で、主要事業会社の代表取締役を務める社内取締役が4名就任しています。知識・経験・能力のバランスがとれ、多様性と適正規模を両立した構成となっておりますが、ジェンダーや国際性の面での多様性確保については事業運営の必要に応じて検討していきます。

また、監査役には、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任しております。
取締役会は定期的にその実効性に関する評価を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1-4 (政策保有株式)

「政策保有株式に関する方針」につきましては、コーポレート・ガバナンスの基本方針第8条に記載しておりますのでご参照下さい。
(https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/management/pdf/cgc_20181219.pdf)

1-7 (関連当事者間の取引)

「関連当事者間取引の管理体制」につきましては、コーポレート・ガバナンスの基本方針第7条に記載しておりますのでご参照下さい。
(https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/management/pdf/cgc_20181219.pdf)

2-6 (企業年金アセットオーナーとしての機能発揮)

当社企業年金基金は、規約型の確定給付年金で「資産運用の基本方針」に基づき、運用受託機関が、その役割及び協議の上定めたりスクの範囲内で期待される投資収益率の実現を目指して年金資産の管理運用を行っています。企業年金の運用については、専門性が必要であるため、すべてを委託運用としておりますが、運用受託機関へのモニタリングを適切に行うことに努めています。

また、資産運用委員会を設置して、法務、人事、資金管理、経営管理各部門より専門性を持つ人材を配置しております。当該委員は、セミナー・研修等への参加により資質向上に努めています。

なお、資産運用委員会は、事業主が選定した委員および加入者を代表する労働組合委員長で構成され、当社と受益者との利益相反を適切に管理できる体制で運営しております。

3-1 (適切な情報開示と透明性の確保)

(1) 当社の事業戦略、中期経営計画等は当社ホームページ (<https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/management/>) に掲載しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ホームページ (https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/management/pdf/cgc_20181219.pdf) に掲載しております。

(3) 当社の取締役報酬は、月額報酬、賞与、株式報酬により構成し、職責や業績貢献度を適正に反映した報酬体系としています。報酬決定の手続きとしては、独立社外取締役の助言等も勘案したうえで、代表取締役が上記方針に従い検討し、取締役会の承認により決定しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関しては、知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し総合的に検討しております。指名および選解任に当たっては、独立社外取締役の助言等も勘案したうえで、代表取締役が上記方針に従い検討し、取締役会の承認により決定しております。

(5) 取締役、監査役候補の個々の選解任理由につきましては株主総会参考書類に記載いたします。

尚、当期(当社第9期株主総会で選任)の各取締役候補者の選任理由は、当社ホームページに開示している第9回定時株主総会招集ご通知の取締役選任議案に記載のとおりであります。(https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/library/pdf/meeting/2020_3/meeting09.pdf)

4-1 1. (取締役会の役割・責務)

当社は法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項及びこれに準じる事項について取締役会規則及び取締役会規則運用基準に規定し、取締役会にて決議し、その他の業務執行については取締役会で定めた管掌業務にもとづき各業務執行取締役にその決定を委任しています。

4-9 (独立社外取締役の独立性判断基準・資質)

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準と同様の基準を採用しております。

4-11 1. (取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である10名以内とし、グループの業務執行管理機能を担う持株会社に求められる実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定します。

独立社外役員にかかる独立性判断基準については、東京証券取引所が定める独立性基準と同様の基準としております。

当社は、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、当社グループの幅広い業務領域に相応しい、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保します。

4-11 2. (取締役、監査役の兼任状況)

当社の取締役、監査役は他の上場会社の役員を兼務していません。

重要な兼職の状況につきましては、事業報告に記載しております。

4-11 3. (取締役会の実効性自己評価)

取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行なうため、各取締役・監査役の自己評価を実施し、取締役会の監督機能の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の見直しを行なっております。

2020年5月に実施した自己評価に基づき、取締役会において議論した結果、2019年度の実効性は有効であり、経営戦略や資本政策、設備投資、コーポレート・ガバナンス等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論が行われたものと分析・評価いたしました。

また、今回の自己評価において、社外取締役の増員や女性取締役の選任が必要等の提言がございました。

取締役会は、これらの提言について、取締役会の監督機能の更なる強化につなげるべく、議論を重ね、実効性の向上を図ってまいります。

4-14 2. (取締役、監査役のトレーニング方針)

「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」につきましては、コーポレート・ガバナンスの基本方針第6章に記載しておりますのでご参照下さい。
(https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/management/pdf/cgc_20181219.pdf)

5-1 (株主との建設的な対話に関する方針)

「株主との建設的な対話に関する方針」につきましては、コーポレート・ガバナンスの基本方針第4章に記載しておりますのでご参照下さい。
(https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/management/pdf/cgc_20181219.pdf)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,555,500	7.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,069,600	6.14
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	7,559,820	5.76
鈴与商事株式会社	5,799,700	4.42
東京海上日動火災保険株式会社	4,861,887	3.70
株式会社静岡銀行	4,065,527	3.09
三井住友信託銀行株式会社	3,816,000	2.91
TOKAIグループ従業員持株会	3,631,701	2.76
株式会社みずほ銀行	3,588,577	2.73
アストモスエネルギー株式会社	2,724,848	2.07

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 **更新**

この他に当社は自己株式を8,321,645株所有しておりますが、上記大株主及び持株比率の計算からは除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
曾根 正弘	他の会社の出身者								△			
後藤 正博	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
曾根 正弘	○	曾根正弘氏は、2011年6月まで株式会社テレビ静岡の代表取締役を、また平成2015年6月まで同社の取締役相談役を兼務しておりました。同社と当社との間には広報関係の取引があります。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を頂けるものとして、社外取締役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。

後藤 正博	○	後藤正博氏は、2015年6月まで株式会社静岡銀行の取締役副頭取に就任しておりました。また2018年6月まで同行子会社の静岡ビジネススクリエイト株式会社及び静岡総合サービス株式会社の代表取締役に就任しておりました。同行と当社との間には資金の借入等の取引があります。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を頂けるものとして、社外取締役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと年に数回、監査の方針・方法・結果の聴取、意見交換を行い、業務上や会計上の課題について情報を共有するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立石 健二	弁護士													○
雨貝 二郎	他の会社の出身者													○
伊東 義雄	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

立石 健二	○	該当なし	裁判官・弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を当社の監査業務に活かし、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
雨貝 二郎	○	該当なし	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
伊東 義雄	○	伊東義雄氏は、2011年6月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の執行役員を、また平成2015年3月まで三井住友あいおい生命保険株式会社の代表取締役に就任しておりました。両社と当社との間には保険関連の取引があります。	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、執行役員、理事並びに一部の当社子会社の取締役、理事（社外取締役を除く。以下「役員」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たな株式報酬制度（「株式給付信託（BBT = Board Benefit Trust）」）を導入し、役員に対して株式報酬を支給することといたします。「役員株式給付規程」に基づき、一定のポイントを付与し、当該役員の退任後に確定ポイント数に応じた当社株式等を給付いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

2019年度の取締役及び監査役の報酬等の額は次のとおりであります。

取締役6名 194百万円（うち社外2名 13百万円）
監査役4名 50百万円（うち社外3名 22百万円）

*上記報酬等の額には、役員賞与金72百万円（取締役71百万円、監査役0百万円）を含んでおります。

*上記のほか、無報酬の取締役5名がおります。この5名は子会社の役員を兼務する取締役であり、子会社から役員として受けた報酬の総額は

165百万円であります。

*当社は、2012年6月28日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

また、連結報酬等が1億円以上である者については有価証券報告書において個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、月額報酬、賞与、株式報酬により構成し、職責や業績貢献度を適正に反映した報酬体系としています。報酬決定の手続きとしては、独立社外取締役の助言等も勘案したうえで、代表取締役が上記方針に従い検討し、取締役会の承認により決定しております

(1) 2012年6月28日開催の第1回定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とし、監査役の報酬額は年額60百万円以内となっております。

(2) 2016年6月24日開催の第5回定時株主総会での決議により、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度（「株式給付信託（BBT = Board Benefit Trust）」）を導入致しました。本制度における報酬等の額は、各3事業年度に関し72百万円を上限としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

重要事項の決議にあたっては事前に説明等を行いたく確かな意思決定が図れるようサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社には相談役・顧問等の制度はございますが、現在、元代表取締役社長等を退任した者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 概要

当社は、高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指して、2015年11月にコーポレート・ガバナンス基本方針を制定し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社の取締役会は、定款で定められた10名以内の取締役により構成され、うち社外取締役は2名、議長は代表取締役社長が務めております。グループの業務執行管理機能を担う持株会社に求められる実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するためにも必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性確保の観点にも十分配慮しております。社外取締役2名は、東京証券取引所が定める独立性基準に従って選任した独立社外役員です。

当社は監査役会設置会社であり、監査役は4名、うち社外監査役3名で構成され、監査役会の議長は常勤監査役が務めております。監査役会は、月1回開催され、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議または決議を行っております。取締役会等主要会議への参加、業務・会計監査を通じ、取締役の職務執行についての監査を行っております。監査役会は、社外取締役との連携を強化し、情報交換を行うため、定期的に社外取締役を招集しております。

当社は、投資検討委員会にて設備投資案件、M&A、受注案件等の審議を、常務会にて当社及びグループ各社の取締役会付議議案の事前審議並びに当社及びグループ各社において推進されるプロジェクトの進捗状況の報告、審議を、事業運営委員会で主要グループ各社の事業推進状況の把握及び経営目標達成のための課題、解決策の審議をそれぞれ行っております。

当社は、グループコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社の内部統制上の不備、重大クレーム・事故の報告・再発防止策の共有し、年間を通じたコンプライアンス研修の推進、内部統制の向上を図っております。

2. 監査

当社グループ各社は監査役制度を採用しており、主要グループ会社において、監査役3名または4名（常勤監査役1名、半数以上の社外監査役を含む）による監査役会を設置し、取締役会等の重要会議への参加、業務・会計監査の実施等を通じ、取締役の職務執行状況について監査を行っております。

当社常勤監査役は監査計画に基づき当社の監査を実施し、代表取締役との定期的な会議（1回実施）の際に報告の上、情報共有を行っております。また、定期的な会議を社外取締役（4回実施）、会計監査人（3回実施）、内部監査部門（2回実施）、各グループ会社の常勤監査役（4回実施）、当社コンプライアンス部門（2回実施）、並びにグループ各社コンプライアンス担当者（12回実施）と持ち、監査の充実と実効性の向上に努めております。

当社グループ全体の内部監査につきましては、2011年4月のグループ再編・持株会社化以降、業務執行部門から独立した組織である当社グループ監査室（室長を含め、計17名。提出日現在）が、各年度に策定する年間計画・方針に基づき、当社グループ各社の監査を行っており、2019年度は会計・業務・労務・環境等監査を56件、内部統制有効性評価のための監査を257件、情報セキュリティレビュー監査を62件、計375件の内部監査を実施しています。内部監査は、業務活動全般に関する方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法令の遵守等について、定期・随時に実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行っております。また、監査結果は継続的にフォローアップを実施し、改善の定着状況の確認も行っております。内部監査の結果は、グループ各社の社長、本部長、事業部長、監査役及び内部統制部門に報告され、必要に応じグループ内で共有しています。なお、グループ各社の監査役及び内部統制部門は、グループ監査室並びに会計監査人との間で、定期的に情報交換・意見交換を行い、適正な業務執行の確保に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、ガス、CATV、ISP事業を中核として、300万件のコンシューマ顧客、及び法人顧客に対して多様な事業展開をしており、それを統括する体制として、純粋持株会社制を採用しております。

グループ各社は、顧客の身近な場所での取引を通じて、事業の拡大、顧客サービスの充実など当社グループの経営方針の実現、目標の達成を図っております。

当社は、グループ各社に取締役を派遣することにより、各社取締役会を通じてガバナンス向上を図っております。また、主要グループ会社の代表が、当社の非常勤取締役を兼務することにより、グループ各社からのスピーディな意見の吸上げ、グループの意思の統一を図っております。

また当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選任し、社外取締役は会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を行い、社外監査役は公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っており、経営監督機能の強化は十分に図られております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が適切に議決権を行使できるようにするため、株主総会招集通知、参考書類を早期に送付するように努めております。また、招集通知発送前に、T Dnetや自社のウェブサイトにより電子的にその情報を公表し、その内容の検討時間を確保いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、より多くの株主の皆様が出席できるよう、いわゆる集中日以外に開催いたします。
電磁的方法による議決権の行使	第5回定時株主総会（2016年）より導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第6回定時株主総会（2017年）より、株式会社「CJ」の議決権行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	第5回定時株主総会（2016年）より英訳版を作成し、ホームページに掲載しております。
その他	株主総会の終了後、当社グループの重点事業の取り組みについて株主の皆様にご説明する機会として「株主懇談会」を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催し、機関投資家及びアナリストに決算及び中期経営計画、今後の事業展開について説明いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に、代表者及び担当取締役による、海外機関投資家に対する個別訪問を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	2011年4月1日に、ホームページを開設し、「投資家情報」の中の「IR資料室」に1.決算短信、2.決算説明会資料、3.有価証券報告書、4.株主通信、5.株主総会資料(招集通知、決議通知)を一覧できるように配置しました。また、海外投資家向けに英訳版のホームページを公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室が担当し、決算説明会及び個別ミーティングの手配や、問合せへの対応を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「TOKAIグループ環境方針」において以下の行動指針を定めております。 1. 環境の保全と社会の発展の調和 2. 環境法規制等の遵守 3. お客様の温室効果ガス削減と環境負荷低減 4. TOKAIグループの環境負荷低減 5. 環境意識の高揚と環境管理活動の継続的改善 6. 地域社会との共生

その他

1. 女性活躍推進

当社は、女性社員のキャリアアップや意識向上を促進する機会として以下の取り組みを推進しています。

- ①「女性活躍推進プロジェクト」の実施－女性活躍推進法における行動計画の実施案策定など
- ②「女性キャリアアップ促進教育プログラム」の実施－女性社員の昇格への意識醸成
- ③「女性社員研修」の実施

2. 健康経営

当社は、「従業員の健康」がTOKAIグループ及び社会の大切な財産であると捉え、2016年6月に「TOKAIグループ健康宣言」を発表し、2018年6月には、健康経営をより積極的に推進していくために「健康増進」、「安全衛生」、「働き方改革」の3つの柱からなる「TOKAIグループ健康経営大綱」を制定しました。本大綱を基に、様々な施策を推進しています。

当社グループの健康経営の取組みは、2020年3月「健康経営銘柄2020」に選定されました。また、「健康経営優良企業（大規模法人）2017・2018・2019・2020」は4年連続で受賞、2019年3月株式会社日本政策投資銀行の「DBJ健康経営格付（ヘルスマネジメント）」にて最高ランクの認定など高い評価を受けております。

3. 働き方改革

当社は、「フレックスタイム制度」、「在宅勤務制度」「治療と仕事の両立支援制度」等を導入しており、今後も、ワークライフバランスの実現、育児・介護と仕事の両立支援などを通じて、社員一人ひとりが働きやすく生き活きと輝いて働ける環境づくりへ積極的に取り組み、企業理念「お客様の暮らしのために。地域とともに、地球とともに、成長・発展し続けます。」の実現を目指します。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、グループ共通の企業行動憲章並びにグループ共通の理念であるTOKAI-WAYに基づき、グループコンプライアンス規程を策定するとともに、これを常に実効性あるものとして維持・運用することにより、当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守する企業風土を確立する。

ロ この徹底を図るため、グループコンプライアンス・リスク管理委員会が、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その下で、グループ各社のコンプライアンス推進組織が、自社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修等を実施する。

ハ 当社グループ監査室は、グループコンプライアンス・リスク管理委員会と連携し、グループ各社のコンプライアンスの取り組みや実施状況を監査し、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

ニ 当社は、グループ内部統制規程に基づき、当社グループ全体の内部統制の構築・整備・評価に係る方針を決定する。グループ各社の内部統制推進組織は、この方針に基づき、自社の内部統制の整備・運用状況を評価し、その評価結果及び評価プロセスについて、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。また、個人情報等の情報資産の保護を目的とした「グループ情報セキュリティ推進会議」を設置する。

ホ グループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、職務執行における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス・リスク管理統括室又は監査役に報告する。同室又は監査役は、当社グループ監査室と共同で事実調査等を行い、その結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会及び当社の取締役会、監査役に報告する。

ヘ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ社内通報規程に基づき、実効性ある内部通報制度の運用に努める。社内通報は、原則としてヘルプラインシステムによるものとし、通報したことによって、通報者が不利益を被ることがないことを規程に明文化し、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知している。なお、当該システムを通じた通報内容については、適宜、当社監査役と情報を共有する。

ト グループ各社の監査役は、自社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があることを発見した場合には、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

チ 当社グループは、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力の排除に向けて組織的な対応を取る体制を整備し、警察及び関連機関等との連携を強化する。

(2) 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

イ 当社グループは、各社の文書管理規程に従い、取締役及び執行役員の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録、保存する。

ロ 当社グループは、文書の保存期間、閲覧場所、時間等閲覧の具体的方法を各社の文書管理規程に定め、取締役、執行役員又は監査役からの閲覧要請に備え、常に閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、グループリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理統括室が、グループ全体のリスク情報を統括管理する。グループ各社は、別途策定した自社のリスク管理規程に基づき、自社のリスクの状況を評価し、その結果を、定期的にコンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。コンプライアンス・リスク管理統括室は、当社グループ全体のリスク状況について、グループコンプライアンス・リスク管理委員会、当社の取締役会及び監査役に定期的に報告する。また、当社は、個人顧客および取引関係者などの情報資産をあらゆる脅威から守ることが当社の重要な責務であるとの認識に基づき、情報セキュリティ諸規程を制定するとともに、「グループ情報セキュリティ推進会議」等を設置し、必要な対策を実施する。

ロ 重要なリスク事象が顕在化した場合、グループ各社は、リスク管理規程若しくは緊急事態対応規程に基づき、対策本部を設置する等の組織的な対応を行い、各社のリスク管理対応組織は、その対応状況について、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。

ハ 当社グループ監査室は、グループ各社のリスクの所在・対応状況についての監査を行い、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

(4) 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保するための体制

イ 当社グループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定する必要があるため、各社取締役会の前に、当社が主催する常務会、投資検討委員会、事業運営委員会等に付議し、業務執行が効率的かつ適正に行われるよう、十分に審議する。

ロ 当社は、グループ全体の中期経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。又、当社は、各社の重要な投資案件について、その収益性・リスク等を評価し、適正であると認めた案件につき、各社に対し、必要な経営資源を適時適切に配分する。

ハ グループ各社は、ITシステムの活用を図り、適時適切に業績の進捗状況を取り纏め、当社の取締役会に対し定期的に報告する。当社の取締役会、グループ各社業績評価規程に基づき、グループ各社の業績を適正に評価する。

ニ グループ各社の経営管理については、グループ経営要綱、グループ経営管理規程及びグループ各社承認・報告手続規程に基づき、当社へ

の報告・承認を求めることにより、実効性を確保する。又、必要に応じ、当社の管理担当部門が、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施する。

ホ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ内部統制規程に基づき、グループ全体の財務報告数字の信頼性を確保するために、グループ監査室による内部統制評価監査結果等を踏まえ、グループ全体の内部統制の有効性について、毎年度末に評価を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ 当社は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役が必要とするときは、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

ロ 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行役員からの独立を確保する。なお、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

(6) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 当社グループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、「取締役、執行役員及び使用人が監査役会に報告すべき事項についての手続に関する規程」に基づき、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、当社及びグループ各社の監査役に速やかに報告する。なお、(1)ホに記載のとおり、コンプライアンスの遵守等に係る事項については、直接、各当社の監査役に報告することができる。

ロ 前記によらず、当社の監査役は、いつでも必要に応じ、グループ各社の取締役、執行役員及び使用人に対し報告を求めることができる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 当社は、グループ監査室の監査結果、コンプライアンス・リスク管理統括室のモニタリング結果等を、適時適切に監査役会に報告し、情報を共有することにより、監査役監査が実効的に行われることを確保する。

ロ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、その目的が適正であると認められる場合には、速やかに処理を行う。

* 内部統制システムの運用状況の概要については、株主総会招集通知に添付の事業報告に記載し、当社ホームページに開示しております。
(https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/library/pdf/meeting/2020_3/meeting09.pdf)

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社は、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力の排除に向けて組織的な対応を取る体制を整備し、警察及び関連機関等との連携を強化しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

①取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

②取締役の選任の決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

③株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

1. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、機動的な資本政策等を遂行するため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

2. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主に対し、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨を定款に定めております。

④株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

TOKAIホールディングス コーポレートガバナンス体制

